

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県久慈市山形町川井第9地割32番地2

氏名 蒲野建設株式会社 代表取締役社長 蒲野 敦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 元年 5月 9日

許可の有効年月日 令和 6年 5月 8日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (破碎処理)

取扱う産業廃棄物

・がれき類

以下余白

(2) 中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物

・がれき類

以下余白

(3) 最終処分 (埋立処分)

取扱う産業廃棄物 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

・廃プラスチック類

・ゴムくず

・金属くず

・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)

及び陶磁器くず

・がれき類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

ア 設置場所

・ (固定式)

岩手県久慈市山形町日野沢第5地割1番2及び3番

・ (移動式)

盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県久慈市山形町日野沢第5地割1番2及び3番)

イ 設置年月日

平成7年1月9日

ウ 処理能力

340t/日 (42.5t/時間)

エ 設置許可年月日

平成15年12月26日

オ 設置許可番号

資循第24-4号

カ 保管施設

別表のとおり

(2) 埋立施設 (安定型)

ア 設置場所

岩手県久慈市山形町日野沢第4地割78番34、78番37及び78番38

イ 設置年月日

平成24年11月27日

(以下、裏面記載)

ウ 埋立地の面積 14,558m² (全体面積 46,149m²)
エ 埋立容量 131,815m³
オ 設置許可年月日 平成23年12月2日
カ 設置許可番号 第111014-4号
以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 元年 5月 9日 当初許可
平成 6年 5月 9日 更新許可
平成 7年 1月 26日 変更許可 (中間処理 (移動式破碎施設) による破碎処理を追加したこと。)
平成 8年 11月 14日 変更届出書受理 (中間処理 (破碎処理) を追加したこと。)
平成 11年 5月 9日 更新許可
平成 16年 5月 9日 更新許可
平成 17年 9月 14日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)
平成 21年 5月 9日 更新許可
平成 24年 12月 4日 変更届出書受理 (埋立施設 (安定型) を追加したこと。)
平成 26年 5月 9日 更新許可
平成 26年 7月 1日 変更届出書受理 (安定型最終処分場の埋立面積及び埋立容量を変更したこと。)
平成 27年 7月 17日 事業範囲の変更許可
(1) がれき類の中間処理 (破碎処理) について、「アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。」とする限定を解除したこと。
(2) がれき類の中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理) について、「アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。」とする限定を解除したこと。
平成 31年 2月 20日 変更届出書受理 (埋立施設 (安定型) を1施設廃止したこと。)
令和 元年 5月 9日 更新許可
令和 2年 10月 22日 変更届出書受理 (代表者を蒲野秀雄から変更したこと。)
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県久慈市山形町日野沢第5地割1番2及び3番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分の ための 保管	がれき類	3.01	1,698.4	2,489.4	4,231.9	屋外保管
		4.1	106.2	234.5	398.6	屋外保管

以下余白



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県久慈市山形町川井第9地割32番地2

氏名 蒲野建設株式会社 代表取締役社長 蒲野 敦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県北広域振興局長 高橋 進



許可の年月日 令和 元年 5月 9日

許可の有効年月日 令和 6年 5月 8日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物であるものを除く。）

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 元年 5月 9日	当初許可
平成 6年 5月 9日	更新許可
平成11年 5月 9日	更新許可
平成16年 5月 9日	更新許可
平成21年 5月 9日	更新許可
平成23年10月14日	事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に木くず、紙くずを追加したこと。）

平成26年 5月 9日 更新許可

令和 元年 5月 9日 更新許可

令和 2年10月22日 変更届出書受理（代表者を蒲野秀雄から変更したこと。）

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

(以下、裏面記載)

以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白